

平成23年7月29日  
農林水産部畜産課

## 牧草の放射性物質モニタリング検査結果（第16報）について

中通り及び浜通りにおいて、「乳用牛」及び「肥育牛」への牧草（2番草）の使用を判断するため、緊急時モニタリング検査を実施しましたので、報告します。

今回は「伊達北部」「石川郡」地域の6地点において、7月25日及び26日に採取した、2番草の検査を実施しました。

その結果、「石川郡」では、3地点ともに「乳用牛・肥育牛」に対するヨウ素及びセシウムの暫定許容値を下回りましたが、「伊達北部」では、セシウムの暫定許容値を上回った地点がありました。

したがって、石川郡地域では、3回連続して「乳用牛・肥育牛」に対する暫定許容値を下回りましたので、同地域で3地点ともに暫定許容値を下回った7月11日以降に収穫した2番草の利用が可能となりました。

「伊達北部」地域については、今後、3週連続してモニタリング検査を実施する間に、刈り取り適期を過ぎるため、飼料としての利用ができないと判断し、1番草と同様、2番草の使用の自粛を求めます。

### 1 モニタリング検査実施状況

- |            |                           |     |
|------------|---------------------------|-----|
| (1) 採材日    | 平成23年7月25日（月曜日）及び26日（火曜日） |     |
| (2) 検査結果判明 | 平成23年7月29日（金曜日）           |     |
| (3) 検査試料   | 牧草                        |     |
| (4) 検査点数   | 6地点                       |     |
| (5) 検査結果   | 検査結果                      | 別紙1 |
|            | 2番草の利用が可能な地域              | 別紙2 |

緊急時モニタリング検査結果について(福島県:牧草)

番号	場所	採取日時	試料の種類	測定結果	
				ヨウ素-131 (Bq/kg)	セシウム-134 (Bq/kg)
1	伊達市	H23.7.26	牧草	ND	26
2	桑折町	H23.7.26	牧草	ND	110
3	桑折町	H23.7.26	牧草	ND	180
4	石川町	H23.7.25	牧草	ND	26
5	平田村	H23.7.25	牧草	ND	30
6	古殿町	H23.7.25	牧草	ND	ND

ND=不検出

【参考】粗飼料中の暫定許容値

区分	粗飼料1kg当たり(実重量)の最大値	
	放射性ヨウ素(Bq/kg)	放射性セシウム(Bq/kg)
乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)	70	300
肥育牛(出荷前15ヶ月程度以降の牛)	農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料※	
乳用牛及び肥育牛以外の牛	5,000	

「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」(H23.4.14付け農水省消費・安全局畜水産安全管理課長)

※放射性ヨウ素については、野菜の暫定規制値(2,000Bq/kg)を下回れば、この限りではない。

緊急時モニタリング検査結果について(福島県:牧草)

地域区分	該当市町村(地域)	別紙 1の 番号	採取場所	1番草		再生草		再生草		再生草		再生草		再生草		
				第1回目採取 (4/27) 上段 ヨウ素 下段 セシウム	第2回目採取 (5/9) 上段 ヨウ素 下段 セシウム	第10回目採取 (7/4~7/5) 上段 ヨウ素 下段 セシウム	第12回目採取 (7/11) 上段 ヨウ素 下段 セシウム	第14回目採取 (7/18、7/19) 上段 ヨウ素 下段 セシウム	第16回目採取 (7/25、7/26) 上段 ヨウ素 下段 セシウム							
伊達北部	桑折町 国見町 伊達市(旧伊達町、 旧梁川町、旧保原町)	1	伊達市		ND 610	ND 64	ND 44	ND 152	ND 57							
		2	桑折町			ND 119	ND 185	ND 250	ND 260							
		3	桑折町			ND 460	ND 105	ND 300	ND 390							
石川郡	石川町 玉川村 平田村 古殿町 浅川町	4	石川町				ND 30	ND ND	ND 49							
		5	平田村				ND 35	ND ND	ND 73							
		6	古殿町				ND 92	ND 46	ND ND	ND ND						

※1 警戒区域及び計画の避難区域を除く

ND=不検出

## 事故後の牧草の利用と放牧が可能な地域(市町村)について

- 1 乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)  
及び 肥育牛(出荷前短くとも15ヶ月程度以降の牛)
  - ア 牧草の利用及び放牧が可能な地域
    - 南会津地域(南会津町、只見町、下郷町)
    - 会津北西部地域(喜多方市、北塩原村、西会津町、金山町、三島町、柳津町、昭和村)
  
    - 猪苗代南部地域(猪苗代町(吾妻地区以外))
  
    - 若松・坂下地域(会津若松市、磐梯町、会津美里町、会津坂下町、湯川村)  
※5月31日以降に収穫したものに限り
  - イ 2番草以降の利用が可能な地域(放牧は自粛)
    - 田村南部地域(田村市(旧大越町、旧滝根町)、小野町)  
※7月4日以降に収穫したものに限り。
    - 郡山西部地域(阿武隈川以西、富久山町を含む)  
※7月7日以降に収穫したものに限り。
    - 石川郡地域(石川町、平田村、古殿町、浅川町、玉川村)  
※7月11日以降に収穫したものに限り。
- 2 乳用牛及び肥育牛以外の牛  
(和牛繁殖雌牛、子牛、育成牛(乳用牛にあつては、初回交配前まで、肥育牛にあつては出荷15ヶ月以上前まで)
  - ア 牧草の利用及び放牧が可能な地域
    - 県内全域(計画的避難区域、警戒区域を除く)
  - イ 牧草の利用及び放牧の自粛を求める地域
    - 計画的避難区域、警戒区域